

第8回「湿地保全プロジェクトチーム」の開催について

1. 日時：平成28年2月26日（金） 18：45～20：15

2. 場所：埼玉大学 総合研究棟 3階会議室

3. 議事

開通に向けての検討事項

- ・湿地保全計画（案）について
- ・道路排水処理（案）について

4. いただいた主な意見

1) 開通に向けて

- ① 上尾道路は、予定通り開通させて欲しい。
- ② 色々考えたときに、上尾道路の4月開通が遅れることによるロスが大きくなるので、開通にこぎ着けましょう。（座長）

2) 湿地保全計画（案）について

- ① 日照影響については、湿地保全計画の第4章の【道路区域外の日照影響について】では、「今後も動植物モニタリングを継続し、動植物の生息・生育状況に影響が確認された場合は、追加の保全対策を検討する」とあるが、5章の（道路整備の影響）モニタリングの章には日照の記載がなく、矛盾している。
- ② 架橋によって日照被害が生じることは分かっているが、すでに橋が架かっていて、日陰ができてしまっている。だとしたら、ある程度科学的な根拠によって道路の日陰部分について代償措置をとるべきである。
- ③ 第4章の領家の屋敷林の保全に関する記述は、「関係機関と連携・協議を行いながら」という手段まで細かく書く必要は無い。「速やかに保全する」とすべき。
- ④ 領家の屋敷林の保全は、書くだけではなく、早期に対応して欲しい。
- ⑤ 道路事業により失うものが多いのは分かっている訳なので、冬至における日照影響の範囲を根拠とした0.98haを追加して公有地化していただきたい。産廃処理施設の後ろ側のアカガネオサムシという非常に貴重な昆虫が見つかっている所まで湿地保全エリアとして公有地化していただきたい。
- ⑥ 架橋により日照の影響が及ぶ範囲は環境が悪化してしまうので、代償として道路の南側へ確保するしかないと考える。
- ⑦ 自然浄化ゾーンは、保全ゾーンとは明らかに別の場所であることを確認したい。

3) 道路排水処理(案)について

- ① 自然浄化施設については、礫間浄化を実施する場合は定期的な逆洗浄が必要となり、ポンプ場や維持管理費、更新費が必要となることから、植生浄化で整備することも検討した方が良い。(座長)
- ② 道路排水の処理について、仮設のろ過装置をつくと聞いたが、道路の開通に当たっては、一番環境を悪化させる要因が道路排水の処理である。人工的に仮設で浄化させるのは非常に困るので、突貫工事でも良いから急いでやり、きちんとした形で開通して欲しい。
- ③ 4月の開通のために仮設の浄化施設を設けるのであれば、妥協案として湿地保全エリアの面積をちゃんと増やして欲しい。
- ④ 自然浄化施設は、上尾側の0.29haと桶川側の0.69haに加え、サワトラノオの自生地を除く橋桁の下となる緩斜面地とか低地も上手く利用して植生浄化とすると良い。(座長)

4) まとめ

- ① 今回の湿地保全PTで決めたことは、親委員会である検討会議に報告する。(座長)
- ② 今日の湿地保全PTのまとめ方としては、「道路用地の下は排水計画に使う。」
「日照影響をうける部分については代償措置として、湿地保全エリアを拡大する」という2点となる。大宮国道は、この2点を持ち帰って実現化するように努力すること。
- ③ 湿地保全計画の大枠は決定するものとするが、文章の細部に関する意見については事務局に連絡して欲しい。湿地PTはこれで終わりにする。(座長)
- ④ 検討会議の日程調整を早急に行うこととする。(事務局)

以上